

## 川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱の一部改正について

### 1 改正理由

令和3年度介護報酬改定等に伴い、令和3年4月1日付厚生労働省老健局長通知「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（以下、「国標準指導指針」という）により、国標準指導指針が改正されたことに伴い、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下、「市指導指針」という）を改正したこと等によるもの。

### 2 主な改正点

- (1)川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下、「市指導要綱」という。）第6条第1項に規定する第2号様式「重要事項説明書」のうち別添3「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」について、市指導指針の改正に合わせて内容を変更するもの。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する事業を行う施設であって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅について、第5条から第13条に定める届出について規定するもの。

### 3 施行日

令和4年2月2日